

【ドイツ】難民の統合を促進するための法改正

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 大量に流入した難民の統合を促進するために、関係法律が改正された。難民には従来以上にドイツ語の習得が求められ、難民の労働市場への統合が促進されることになった。

1 難民の大量流入

ドイツにおいては、2015年に100万人を超える難民が流入し、2015年の難民認定申請は約47万7千件に上った。ドイツは、内戦等から逃れてきた難民を積極的に受け入れる姿勢を明確にしており、2016年に入ってから難民認定率は6割近くとなっている（注1）。近年の難民の大量流入を受けて、難民のためのドイツ語講習、就労支援、教育や住居の提供などの措置が喫緊の課題となっている。

2 難民の統合を促進するための措置

このような背景の下、難民の統合（注2）を促進するために、滞在法や庇護申請者給付法等の関係法令が改正された（注3）（一部を除き2016年8月6日施行）。この立法措置は、難民の統合を支援すると同時に、難民に対して統合のための努力を求める内容（Fördern und Fordern）となっている。以下、その概要を紹介する。

(1) ドイツ語講習への参加義務の強化

従来、難民の地位を認定された外国人（以下「認定難民」）が簡単なドイツ語で意思疎通できる場合にはドイツ語講習への参加を義務付けられなかったが、改正により、外国人の滞在管理を所管する官庁は、認定難民にもドイツ語講習への参加を義務付けることができるようになった。これは、難民のドイツ語能力を高め、労働市場への統合を容易にすることを目的とする。また、難民認定申請者（以下「申請者」）への給付を所管する官庁は、難民の地位を認定される見込みが高い申請者に対して、ドイツ語講習への参加を義務付けることができるようになった。これは、早期に統合措置を開始し、難民の統合への動機づけを高めるためのものである（滞在法第44a条）。申請者がこの義務に従わず、ドイツ語講習に参加しない場合には、給付が削減されるものとされた（庇護申請者給付法第5b条）。

(2) 就労支援の改善

申請者は、職業訓練受講の準備のための措置を受けることはできなかったが、改正により、難民として認定される見込みが高い申請者は、当該措置を受けることができるようになった。（社会法典第3編第132条）

従来、21歳未満の申請者が職業訓練を開始していた場合には、申請が却下された後の1年間、国外退去強制が猶予されていた。今回の改正により、この年齢制限がなくなり、猶予の期間が職業訓練の期間（通常3年間）とされたほか、職業資格取得後に就職先を探すためにも半年間、国外退去強制が猶予されることになった（滞在法第60a条）。さらに、雇用される場合には2年間の滞在資格が付与されることになった（滞在法第18a条）。

また、申請者は、申請から4か月目以降に就労が可能となるが、雇用には連邦雇用庁の同意を要する。連邦雇用庁は、ドイツ人又はEU市民によって当該求人を満たすことができないことを確認した上（優先性審査）で、同意する。しかし、実際には、優先性審査が行われることにより、申請者の雇用に至らないケースが多かった。今回の改正により、全国156か所の連邦雇用庁の支局のうち失業率が低めの133か所の支局の所管地区においては、優先性審査を行わずに、申請者の雇用に同意が与えられることになった。これは、3年間の時限規定である。（就労令第32条）（注4）

(3) 労働の機会の提供

申請者を一時的に受け入れる州の施設は、施設の維持及び運営のために、申請者に対して労働の機会を提供している。この労働に対する補償金は、従来、1時間につき1.05ユーロであったが、改正により、0.8ユーロに引き下げられた。これは、難民に交通費や作業服代が発生しないことを考慮した引下げである。（庇護申請者給付法第5条）

また、改正により、従来州による措置のほか、連邦雇用庁のプログラム「難民統合措置」（2016年8月1日～2020年12月31日）により、年間10万人の満18歳以上の申請者に対して労働の機会が提供されることになった。提供される労働は、最長6月間、週30時間までの公益的な活動で、受入施設における配膳や緑地の手入れなどであり、その目的は、難民認定申請の決定までの時間を難民が有意義に過ごすことができるようにすること及び簡単な労働を通じて就労に導くことである。補償金は、1時間につき0.8ユーロである。労働を割り当てられた申請者は、当該労働を遂行する義務を負い、この義務に違反した場合には、給付が削減されるものとされた。（庇護申請者給付法第5a条）

(4) 定住資格の要件の厳格化

従来、認定難民には3年間の滞在資格が付与され、期間満了後は、ドイツ語能力や生計の確保は問われずに、申請に基づき、無期限の定住が許可されていた。改正により、認定難民に対しても、定住を許可するためには、ドイツ語能力及び生計の確保が求められることになった。ドイツ語を解する難民には滞在資格の付与から3年後、ドイツ語をおおむね解する難民には滞在資格の付与から5年後に、定住が許可される。（滞在法第26条）

(5) 各州における居住義務

難民は難民認定申請手続のために各州に割り当てられるが、従来、難民の地位を認定された後には大都市に転居することが多かった。難民の居住地を均衡させる必要性に鑑み、申請から3年間は、難民認定申請手続を行った州における居住が義務付けられた。ただし、生計を立てることができる場合には、この限りでない。（滞在法第12a条）

注

(1) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Aktuelle Zahlen zu Asyl*, April 2016, S. 10.

(2) 統合とは、適法に長期に滞在する難民をドイツの経済、文化及び社会に参加させることをいう。

(3) Integrationsgesetz vom 31. Juli 2016 (BGBl. I S. 1939).

(4) Vierte Verordnung zur Änderung der Beschäftigungsverordnung vom 31. Juli 2016 (BGBl. I S. 1953).

参考文献

・ Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/8615, 9090*.